

江戸川区労働報酬等審議会
会長 横山 和子 殿

江戸川区長 齊 藤



諮 問 書

江戸川区公契約条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、下記の案件について諮問します。

記

諮問案件	令和 8 年度労働報酬下限額の設定について
別紙のとおり、令和 8 年度労働報酬下限額を定めることについて意見を聴取します。	

【参考：江戸川区公契約条例】

- (労働報酬下限額)
- 第二十一条 区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。
- 一 工事請負契約 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
 - 二 業務委託契約及び指定管理協定 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月江戸川区条例第七号）第十九条第一項に規定する報酬の額
- 2 区長は、前項の規定により労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区労働報酬等審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 区長は、第一項の規定により労働報酬下限額を定めたときは、これを公告するものとする。

令和 8 年度 労働報酬下限額の設定について

1 工事請負契約

(1) 江戸川区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：江戸川区公契約条例第 21 条

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

- 一 工事請負契約 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価（以下、「公共工事設計労務単価」という。）

ア 労働者等・一人親方

- ① 農林水産省及び国土交通省が令和 7 年 3 月に発表した東京都における公共工事設計労務単価の 49 職種については、令和 8 年度の江戸川区労働報酬下限額を、それぞれの単価額から 100 分の 90 を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。
- ② 農林水産省及び国土交通省が令和 7 年 3 月に発表した東京都における公共工事設計労務単価のうち、設定されない 2 職種については、令和 8 年度の江戸川区労働報酬下限額を、過去に東京都が示した参考値に対し、他の 49 職種の上昇率を平均して算出した割合を乗じて得た額から 100 分の 90 を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。

イ 未熟練工（見習い・手元等の労働者）、年金等の受給のために賃金を調整している労働者（以下、「未熟練工等」という。）

- ① 未熟練工等における令和 8 年度の江戸川区労働報酬下限額は、農林水産省及び国土交通省が令和 7 年 3 月に発表した東京都における公共工事設計労務単価の職種「軽作業員」の単価額から 100 分の 70 を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。

(2) 工事請負契約における令和8年度労働報酬下限額案

※以下下限額は、令和7年3月に発表した東京都における公共工事設計労務単価に基づき算出。

ア・イとも、公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。

ア 労働者等・一人親方

1日あたり 単位：円

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	26,910	27	普通船員	27,720
02	普通作業員	24,120	28	潜水士	44,910
03	軽作業員	16,650	29	潜水連絡員	32,850
04	造園工	24,390	30	潜水送気員	31,860
05	法面工	30,060	31	山林砂防工	28,890
06	とび工	29,610	32	軌道工	51,660
07	石工	29,520	33	型わく工	28,530
08	ブロック工	27,450	34	大工	27,360
09	電工	29,340	35	左官	29,700
10	鉄筋工	29,340	36	配管工	25,740
11	鉄骨工	26,640	37	はつり工	27,090
12	塗装工	31,050	38	防水工	32,490
13	溶接工	33,300	39	板金工	30,780
14	運転手（特殊）	27,450	40	タイル工	24,390
15	運転手（一般）	22,860	41	サッシ工	28,890
16	潜かん工	33,300	42	屋根ふき工	30,510
17	潜かん世話役	39,870	43	内装工	29,700
18	さく岩工	35,640	44	ガラス工	28,440
19	トンネル特殊工	32,220	45	建具工※	25,635
20	トンネル作業員	27,900	46	ダクト工	26,640
21	トンネル世話役	36,450	47	保温工	24,930
22	橋りょう特殊工	31,320	48	建築ブロック工※	26,448
23	橋りょう塗装工	31,950	49	設備機械工	25,200
24	橋りょう世話役	36,540	50	交通誘導警備員 A	18,180
25	土木一般世話役	29,160	51	交通誘導警備員 B	15,840
26	高級船員	34,380	※は「ア労働者等・一人親方の②」により算出		

イ 未熟練工等

労働報酬下限額	1日あたり 12,950 円
---------	----------------

2 業務委託契約・指定管理協定

(1) 江戸川区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：江戸川区公契約条例第 21 条

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

二 業務委託契約及び指定管理協定 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月江戸川区条例第七号）第十九条第一項に規定する報酬の額

① 業務委託契約及び指定管理協定

※「穂高荘」、「塩沢江戸川荘」に関する協定（以下、「郊外施設の協定」という。）を除く

〔考え方〕

同一労働・同一賃金の考え方に基づく現年度の労働報酬下限額を基準として、給与等の決定に係る各種指標等を勘案して算出する。

② 郊外施設の協定

各施設の所在する県における最低賃金法で定められている令和 8 年度の地域別最低賃金額とする。ただし、今後、各施設の所在する県における最低賃金法に定められている最低賃金額が改定になった場合は、その額とする。

(2) 業務委託契約・指定管理協定における令和 8 年度労働報酬下限額案

労働報酬下限額	1 時間あたり 1,480 円
---------	-----------------

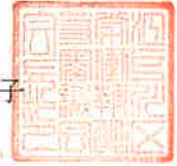
※ ただし、江戸川区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、各施設が所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とする。

令和7年12月17日

江戸川区長 斉 藤 猛 殿

江戸川区労働報酬等審議会

会長 横山 和子



答 申 書

令和7年12月5日付け、25 総契送第380号で諮問のあった、令和8年度労働報酬下限額の設定について、江戸川区公契約条例第39条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案 件 名	令和8年度労働報酬下限額の設定
審議結果・ 答申内容	令和8年度労働報酬下限額の設定は、適切であると認めます。